

四日市市指定地域密着型サービスの基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 1 1 号

四日市市指定地域密着型サービスの基準を定める条例の一部を改正する条例

四日市市指定地域密着型サービスの基準を定める条例（平成 2 4 年四日市市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（従業者の員数） 第 1 9 0 条 （略） 2 から 1 2 まで （略） 1 3 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第 9 3 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準第 5 条第 1 項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所	（従業者の員数） 第 1 9 0 条 （略） 2 から 1 2 まで （略） 1 3 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第 9 3 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準第 5 条第 1 項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適

の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 1 4 から 1 7 まで (略)	切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 1 4 から 1 7 まで (略)
--	---

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(健康福祉部介護保険課)